

東京医療保健大学 学生における新型コロナウイルス感染症の対応指針（第7版）

新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策本部では各キャンパスの所在地及びその近隣の感染状況により、学部生の対面授業制限レベルについて随時検討し、必要に応じ変更しております。登校する授業に関しましては、各学部からの指示に従って下さい。

今般、全国的に新規感染者（陽性者）数が減少していることから対面授業制限レベルを緩和致しますが、すべてのキャンパスにおいて、学内では下記の感染対策を必ず遵守すると共に、体調不良がある学生はすぐに保健室または教務部に申し出て指示を仰いで下さい。尚、この対応は状況が変わりましたら新型コロナウイルス感染症対策本部で検討し、改めて通知いたします。大学から発信される情報を、各自こまめに確認して下さい。

**1. 学内で授業を受ける際の注意点**

1) 手指衛生を徹底する

登校時、入り口で体温チェックとアルコール手指消毒を実施する。学内の環境表面は必ずしも清潔ではありませんので、平時より頻繁に流水と石けんによる丁寧な手洗い（衛生学的手洗い）、もしくはアルコール手指消毒を徹底する。

2) 不織布マスクを着用する

通学時・授業中は不織布マスクを着用する。不織布マスクで皮膚トラブルを起こす者については、布マスクの上から不織布マスクを着用する。マスクは鼻、口を確実にカバーして顔に密着して着用する。

3) 体調管理について

毎日、体温測定を必須とし、同時に風邪症状、倦怠感などの症状がないか、自身で確認してから登校する。

体調がいつもと違うと感じた場合、外出は避け自宅療養する。(以下の2参照)

4) 教室内での注意

教室への入室前および退室後には原則として衛生学的手洗いを行う。

会話をする場合は、必ず不織布マスク着用を遵守する。

指定された席に着く、学生同士密着しない、席の間隔は空けて着席する。

休憩時間も学生同士の私語を慎む。

5) 食事のとり方について

食事をとる場合は、互いに距離をとって着席の上、黙食とし速やかに済ませ、終了後すぐに不織布マスクを着用する。事情が許せば時間をずらすことも感染防止に有効である。

6) 避けなければならないリスク

「換気の悪い密閉空間」「手の届く場所に多くの人がいる密集」「近距離での密接な会話」であり、この1つであっても感染のリスクは高まるため、原則このような状況にならないように注意する。

## 2. 体調不良時および発症した場合の対応

- 1) 体調がいつもと違うと感じた場合、保健室に連絡し外出は避け自宅療養する。
- 2) 体調が改善したとき、保健室に連絡する。  
尚、念のため症状消失後 14 日は観察期間とし、体温測定、症状の観察を必ず毎日測定し、体調管理表に記録する（別紙 1）。体調管理表は、保健室に提出する。
- 3) 発熱や咳などが様症状が続く場合、軽症であっても地域の「かかりつけ医」や各都道府県の「発熱相談センター」に電話で相談する。
- 4) 医療機関を受診する時は、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診する。医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断（以下、診断）された場合は、医療機関および保健所の指示に従う。
- 5) 診断された場合は、保健室もしくは教務部に電話で必ず連絡する。  
五反田キャンパス：03-5421-7656（保健室内線 227、教務部 158）  
世田谷キャンパス：03-5799-3712（保健室内線 181、教務部 128）  
国立病院機構キャンパス：03-5779-5032（保健室内線 207、教務部 104）  
国立病院機構立川キャンパス：042-521-7202（保健室内線 119、教務部 113）  
船橋キャンパス：047-495-7752（保健室内線 119、教務部 113）  
雄湊キャンパス：073-435-5820（保健室内線 119、教務部 113）  
日赤和歌山医療センターキャンパス：073 435 5820（保健室内線 8311、教務部 8311）
- 6) 新型コロナウイルスに感染を疑い、および診断され療養中は「学校保健安全法第 19 条」により出席停止扱いになるが、欠席回数には算入しない。
- 7) 入院した場合の退院後の療養については医師の指示に従う。
- 8) 退院後、医療機関から登校許可が出れば、保健室もしくは教務部に電話で必ず連絡し、「感染症登校許可証明証」を医師に記載してもらい提出する（記載してもらえない場合は、保健室に相談する）。

## 3. 学生の同居者が感染した場合の対応

- 1) 同居者が感染した旨を保健室に連絡にする。
- 2) 学生本人が健康監視対象（濃厚接触者）となるため、各地域の保健所の指示に従う。

## 4. 学生の同居家族が濃厚接触者または感染が疑われ医療機関を受診している場合の対応

- 1) 同居者が濃厚接触者または感染を疑い医療機関を受診している状況である旨を保健室に連絡にする。

- 2) 学生は、濃厚接触者となった同居者の PCR 検査結果が（-）あるいは、感染が否定されるまで、自宅待機とし在宅での学業は問題ないが、大学への登校や実習には行くことができない。
- 3) 同居者の結果が（+）の場合、本人が濃厚接触者となるため、各地域の保健所の指示に従う。結果が（-）あるいは感染が否定された場合、通常の授業や実習を受けることができる。

## 5. 学生寮について

帰寮時、手洗いを実施する。寮内では不織布マスクを着用し、食事は集合して食わず、スペースや時間帯を空けるなど分散して摂取する。食事中には会話はしない、終了後はすぐに不織布マスクをすることを徹底する。

## 6. サークル・部活動について

- 1) 多人数が集合する活動は極力自粛し、オンライン等での活動方法を工夫する。
- 2) 集合する場合は、手指衛生を適宜徹底するとともに、不織布マスクを着用し、大声を出さない、一緒に食事を摂らない、密閉空間、密接、密集の環境にならないように十分注意する。
- 3) 活動内容は、事前に学生支援センターに「クラブ・サークル活動実施にあたっての確認書」を提出する。場合によっては活動前に PCR 検査を求められることがある。さらに活動後、その活動内容について翌月 5 日までに「クラブ・サークル活動記録」を提出する。
- 4) 不特定多数の者が触れる教室やロッカールームのドアノブ、ロッカーのつまみなどは汚染していると考え、触れた後は手洗いを実施する。

## 7. その他

- 1) 感染リスクを回避するために各自が自覚を持った行動をとる。
- 2) 不要不急の外出はできるだけ避ける。
- 3) 普段同居している家族等以外の人との飲食を避ける。
- 4) 家族に高齢者、基礎疾患を有する方がおられる場合は、家庭内でもマスクを着用する。
- 5) 大学の安全な学修環境の担保のため、国内で開催される不特定多数の人が集まるイベント、集会等への参加の可否は、主催者側の感染対策を確認し判断する。
- 6) 指示が出るまで、海外渡航を原則禁止する。

## 8. 関連情報ホームページ

- ・ 東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト  
<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・ 新型コロナウイルスに関する Q&A（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)